

新型コロナウイルス感染症  
予防ガイドライン  
(令和2年5月15日現在)



愛知県立豊橋商業高等学校

## 目 次

☆感染症対策に関する基本☆	1
☆学校運営編☆	2
1 感染症予防策の徹底	2
2 教育活動上の留意点	4
3 生徒の登校判断	6
4 感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別への対処	7
5 年間指導計画作成について	7
6 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合）	7
7 感染者を把握した場合	8
8 新型コロナウイルスに対応した臨時休業の実施	8

## ☆感染症対策に関する基本☆

令和2年度の教育活動の再開に当たっては、以下の4つの対策を重点的に講じる。

- 1 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
- 2 日頃の連絡体制の確認
- 3 集団感染リスクが高い、以下の3つの条件が同時に重なることを徹底的に回避する
  - ・換気の悪い密閉空間
  - ・多くの人々の密集（おおむね4人以上）
  - ・近距離での会話や発声（飛沫への配慮がない場合）
- 4 校医や学校薬剤師等の連携した校内保健管理体制の整備

また、地域のクラスターの発生状況や県内の発生状況によって、学校は休業措置を行う場合がある。

## ☆学校運営編☆

### 1 感染症予防策の徹底

#### (1) 生徒

ア 石けんでの手洗い（飲食前後、体育の授業後、パソコン実習を伴う授業後、校外に出たとき、トイレ使用後など）、咳エチケット（マスク・ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆うなど）を励行し、実態に応じてマスクを着用する。手荒れが心配な場合はハンドクリームを持参する。

イ 登校前に検温し、風邪症状や呼吸状態等の健康観察を行い、健康状態の記録 個人表に記入し記録に残す。

登校前に発熱（平熱が高い場合は、学校へ相談）・普段と異なる呼吸状態、顔色が悪いなどの症状がみられるときは、自宅で経過観察する。

ウ 家族に発熱、風邪症状がある場合は、登校を控える。

エ 顔（口・鼻・目等）に触った後は必ず手を洗う。

オ タオルやハンカチ、学用品等の物品の貸し借りは原則行わない。

#### (2) 教職員等

ア 生徒と接することから、手洗い・飛沫防止のためのマスクの着用を必須とする。

イ 健康状態の記録 個人表の項目に従って、毎日の検温及び自覚症状をチェックし、適切な健康管理に努める。健康状態に不安があるときには出勤しない。

発熱等の風邪症状がみられるときは、自宅で経過観察する。4日間改善しない場合は各市町村の指定相談窓口へ電話をして指示を受ける。

ウ 家族に発熱、風邪症状がある場合は、出勤を控える。

エ 通勤時は、公共交通機関内での会話を控え、飛沫感染の防止に努める。入校時は石けんを用いて入念に手洗いを行う。

オ 出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、我慢せずすぐに管理職及び養護教諭に連絡する。保健室へ入室せず、別室（会議室B）で検温を行い、帰宅して経過観察を行う。公共交通機関を使う場合はマスク等を着用する。

カ 休日等勤務外においては、感染拡大警戒地域への不要不急の外出を控えるとともに、可能な限り41人以上の集会を避ける。積極的疫学調査が効果的に実施できるよう、こうした行動を記録して、各自で3週間保管する。（配付した健康状態の記録 個人表を活用してもよい）

### (3) 校内環境

ア 石けん（消毒用アルコール）等を配置し、手指衛生を保てる環境を整備する。

イ 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努める。換気は教室のドアや窓を少なくとも放課毎に開放し、換気設備を適切に使用する。

- ・換気回数は授業中1回以上（30分毎に一回以上、数分間程度）とする。
- ・休み時間毎に2方向のそれぞれ一つ以上の窓を広く開け換気を行う。
- ・空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、2方向の窓を開放する。

ウ 教室やトイレなど生徒、教職員が利用する場所のうち、特に多くの手を触れる箇所（出入口の戸、階段の手すり、スイッチなど）は授業後に、消毒液（次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。下校後の清掃や消毒は各教室の管理者が行う。

#### エ 消毒場所と消毒回数を目安

複数の人の手指が頻繁に触れる場所を重点的に行う。ウイルスの残存時間は、現時点で明確ではない。

場所	消毒箇所	回数
昇降口	出入口の戸	1日1回
廊下・階段・手摺	手すり 照明スイッチ	1日1回
トイレ	照明スイッチ 個室の戸とカギ 汚物缶	1日1回
教室	出入口の戸 照明スイッチ 机 椅子 窓と窓のカギ エアコン及び暖房機のスイッチ 清掃道具入れ 清掃道具	1日1回
手洗い場	蛇口 流し場	1日1回
職員室	出入口の戸 照明スイッチ 電話機 プリンタ 印刷機 コピー機 窓と窓のカギ 蛇口 ポット 冷蔵庫のドア エアコン及び暖房機のスイッチ	1日1回
事務室	キーボックス	1日1回
放送室	出入口の戸 マイク 放送機器のスイッチ類	使用の都度
体育館・武道場	出入口の戸 照明スイッチ 窓と窓のカギ マイク・パイプ椅子・長机は、使用の都度	1日1回
商業科関係実習室	出入口の戸 照明スイッチ 机 椅子 窓と窓のカギ パソコンのスイッチ キーボード ボードマーカー	1日1回
理科関係実習室	出入口の戸 照明スイッチ 机 椅子 窓と窓のカギ 共通で使用する物品等は、使用の都度	1日1回
家庭科関係実習室	出入口の戸 照明スイッチ 机 椅子 窓と窓のカギ 共通で使用する物品等は、使用の都度	1日1回
芸術関係実習室	出入口の戸 照明スイッチ 机 椅子 窓と窓のカギ 共通で使用する物品等は、使用の都度	1日1回
部活動関係	出入口の戸 照明スイッチ 窓と窓のカギ 共通で使用する物品等は、使用の都度	1日1回

- ・唾液、痰などで汚染された場合は、その都度消毒を行う。
- ・消毒が困難な物品については、使用や共有を避ける。

## 2 教育活動上の留意点

### (1) 全校集会、学年集会等

- ア 放送設備等を活用し、各教室で実施する。
- イ 全校や学年全体など、集団での活動は控える。

### (2) 感染症対策に留意した各教科等の指導

- ア 近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、授業において、グループワークやペアワークを実施する必要がある場合には、教室のこまめな換気や、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用させるなど感染防止対策を徹底する。
- イ 感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の授業や実技などについては年間指導計画作成時に留意する。

#### 本校の場合

国語等 普通5教科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学用品の貸し借りは原則禁止とする。</li> <li>・生徒が共通して使用する教材・教具を可能な限り避ける。</li> <li>・校外学習は原則行わない。</li> </ul>
体育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体接触を伴う活動（複数による準備運動や体づくり運動など）は可能な限り避ける。</li> <li>・激しい呼吸を伴う運動は、2 m以上の間隔をあけて行う。</li> <li>・共通で使う教材は使用後に持ち手の部分等、金属以外の製品については次亜塩素酸ナトリウムで拭き取る。屋内で実施する場合は十分な換気をする。</li> </ul>
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理実習は実施しない。校内校外の飲食は禁止する。</li> </ul>
芸術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通で使う教材は使用後に持ち手の部分等、金属以外の製品については次亜塩素酸ナトリウムで拭き取る。</li> </ul>
商業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学用品の貸し借りは原則禁止とする。</li> <li>・生徒が共通して使用する教材・教具を可能な限り避ける。</li> <li>・校外学習は原則行わない。</li> </ul>
図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用した本は書棚に戻さず、見た本専用のブックトラックに返し、次亜塩素酸ナトリウム等で拭き取る。</li> </ul>

ウ 授業中、生徒が体調不良を訴えた場合は速やかに保健室へ連絡する。普段よりも熱が高いなど状況により「別室（会議室B）」に移動する。水分補給や衣服の調整による経過観察で普段通りに回復した場合は、授業に復帰してもよい。解熱しない場合は、保護者に迎えを依頼する。

エ できるだけ多くの人が集まらないということに重点を置き、1教室での指導人数を概ね40人程度目安とし、授業の工夫をする。

### (3) 昼食（飲食）

- ア 昼食（飲食）の前後は石けんによる手洗いを徹底する。
- イ 生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話を控えさせる。
- ウ 生徒の間隔をあけて喫食する。
- エ 教職員は、昼食時に適宜教室を巡回指導する。

### (4) 休憩時間

- ア 教室等の窓は開放し、十分な換気を行う。（天候や生徒の実態に応じて調整する）
- イ 特別教室やグラウンド等での活動後、及びトイレ使用後などの手洗いを徹底する。

### (5) 生徒会活動

- ア 選挙や総会は放送設備等を使用して実施する。
- イ 委員会活動等は換気を行い実施する。ただし、内容は精選して、時間短縮を行う。

### (6) 学校行事

- ア 遠足は延期もしくは中止とする。
- イ 球技大会は中止とする。
- ウ 各種検診について  
内科検診、眼科検診、耳鼻科検診、歯科検診、尿検査、（全員）、胸部レントゲン（高1）、心電図検査（高1）については延期する。今後の状況により、後日、日程を調整する。
- エ 体育大会は状況を見ながら実施について検討する。
- オ 修学旅行は状況を見ながら実施について検討する。
- カ 文化祭は状況を見ながら実施について検討する。  
※その他の行事等については分掌・学科で検討する。

### (7) 保護者会等

- ア 新旧役員会、PTA役員会、PTA理事会、PTA学校徴収金運営協議会、PTA総会、進路説明会、同窓会役員会等（一学期）、一学期のPTA活動は休止とする。
- イ 授業参観・部活動参観は中止とする。
- ウ 文化祭PTAとん汁亭（11月14日）は中止する。
- エ その他
  - ・開催の際は会場当たりの参加人数に配慮し、座席の感覚を空け十分な換気を行う。
  - ・当日説明する内容などを文章等であらかじめ保護者、関係者等に伝え、短時間で開催する。

## (8) 資格試験

ア 希望受験とする。

イ 本校が受験会場となる場合は、以下の感染症防止対策を徹底する。

- ・受験生に対し、石けんでの手洗い（入室前、飲食前後、トイレ使用後など）、咳エチケット（マスク・ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆うなど）を励行し、マスクを着用させる。
- ・登校前に発熱・普段と異なる呼吸状態、顔色が悪いなどの症状がみられるときは、受験を控える。
- ・家族に発熱、風邪症状がある場合は、受験を控える。
- ・受験時間中は 30 分に 1 回は換気する。受験会場のドアや窓を受験時間外に開放し、適切に換気する。

## 3 生徒の登校判断

ア 本校では当分の間、下記を「出席停止」とする。症状がなくなるまで自宅で休養する。新型コロナウイルス対策用「登校許可証明書」「健康観察チェック表」を本校ホームページよりダウンロードし、保護者の方で記入し提出させる。

- ・医療機関にて新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
- ・感染者の濃厚接触者となった場合（同居家族が新型コロナウイルスに感染した場合など）
- ・発熱または、風邪症状（のどの痛み・咳・嘔吐・下痢など）がある場合
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

イ 主治医が登校すべきでない判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」とする。

ウ 国や地域を問わず、海外から帰国した生徒については帰国後 2 週間、本人または保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するようにする。

なお、場所によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所で 14 日間待機、公共交通機関の使用自粛要請等もあり得る。



- エ ウの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第 19 条による出席停止」又は「非常  
変災等児童又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校  
長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とは  
せず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。
- オ 上記以外の場合の扱いについてはその都度検討する。

#### 4 感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別への対処

感染者、濃厚接触者とその家族に対するいじめや差別・偏見につながるような行為  
は断じてゆるされないものであり、個人情報保護、公衆衛生上の観点から専門家判  
断を仰ぎながら配慮して対応する。新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を  
基に、このような偏見や差別が生じないように指導を行う。

#### 5 年間指導計画作成について

年間計画の立案にあたっては、感染症対策に留意した各教科等での学習が前提であ  
る。感染を広げる恐れのある単元や題材は感染が収まってから取り上げる、感染の状  
況によっては取り上げない等の配慮が必要である。

#### 6 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合）

##### (1) 生徒の場合

ア 生徒の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該生徒が濃厚接触者である旨  
を把握した場合は、速やかに学校に知らせるよう、事前に保護者に依頼する。

イ 保護者や生徒等から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、当該生徒等の居住  
地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の  
有無等、状況が明らかになるまでの間、当該生徒等に対して「出席停止」の措置を  
行う。

ウ 校長は愛知県教育委員会保健体育課にファクシミリで速報を報告する。

エ 学校は必要に応じて、保健所の指示に従い、他の児童生徒等の健康観察を行う。

## (2) 教職員等の場合

教職員が同居する家族の中で感染した者がいるなど当該教職員等が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員等の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該教職員等を休ませる。

## 7 感染者を把握した場合

### (1) 生徒

- ・当該生徒について、学校保健法第 19 条に基づく出席停止
- ・他の生徒について、濃厚接触者にあたりと特定された場合、同条に基づく出席停止

### (2) 学校

設置者は

- ・当該感染者の症状の有無
- ・学校内における活動の態様
- ・接触者の多寡
- ・地域における感染拡大の状況
- ・感染経路の明否

等、総合的に考慮し、学校所在地を所管する保健所と十分に相談

## 8 新型コロナウイルスに対応した臨時休業の実施(R2/3/26付31教保第1264号)

(1) 原則として、感染者が判明次第、学校設置者は当該校を3日間臨時休業とし、保健所の指示の下、県の定める消毒マニュアルに従って消毒を行う。

(2) その後の休業の期間は、学校設置者が保健所に相談の上決定する。